

第44回 河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項等	第44回河川保全利用委員会（H26.9.29）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第44回委員会での審議結果（対応状況）
(仮称)野洲川中洲地区河川公園の審査表の審議	<p>●中洲地区河川公園について、審査表における「今回審査の判断」を審議。</p> <p>◆各審査項目についての主な意見は以下のとおり。</p> <p>■A2（基本方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各基本方針について、さらに踏み込んだ検討をする。」の「各」を削除。 ・各委員から出された多様な意見を、委員会の意見ではなく、参考資料として申請者に渡す。 <p>■B31（人への安全）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「また、低水路への階段、斜路における安全管理については、特に配慮されたい。」を追加。 <p>■C13（施設管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設管理計画を作成すべきである。」を追加。 <p>■C15（維持管理）、C16（施設の補修・新設）、C17（構造物の安全）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な計画を早急に作成すべきである。」を追加。 <p>■C16（施設の補修・新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に「砂州形状の変化に配慮した」が必要。 <p>■C21（利用状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。」を追加。 <p>■C31（利用者の年齢等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子供」を「子ども」に、「身体障害者」を「身体障がい者等」に。 <p>■D12（地形改変）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地形の改変は軽微である。」 <p>■D42（景観変化の把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実施されていないが、景観が悪化する可能性は低いため、実施する必要はない。」 <p>◆上記以外の主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂州や水深の変化に対応した安全管理、川砂の採取や不法投棄に対応した監視について計画に入れるべき。また、それらを踏まえた構造物、設計を検討すべき。 ・適正な草刈等の維持管理計画が必要。 ・地域と共同した維持管理の計画が望まれる。 ・自然環境保全・創出方法について、治水・環境上問題とならない維持管理が必要。 ・意見書には、砂州の形・高さの変化に係る件、基本方針の件、安全管理の件、維持管理計画を作成すべきという件を盛り込む。 	<p>●左記、各審査項目についての意見は、仮確定とする。</p> <p>●次回委員会までに、事務局にて、審査表における今回審査の判断について、文言整理する。また意見書案を作成する。</p> <p>次回委員会は、審査表における今回審査の判断の確定の後、意見書の審議を行い、意見書の確定までを行うこととする。</p>
一般傍聴者からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・一般傍聴者からの意見はなし。 	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川ふれあい広場の資材倉庫と仮設トイレについて、平成26年9月30日の許可期限の更新から占用に追加する。 	—

第 44 回委員会（H26. 9. 29）終了後に受付けた質問及び回答

～（仮称）野洲川中洲地区河川公園について～

Q1. 野洲川改修記念公園の許可書の例にあるように新規の施設の場合には、占用許可が工期を含むものであるのか。それ以前からの占用許可に続いて、工事をみとめることになるのかを知りたいと思います。

河川法第 24 条にもとづく土地利用の許可申請様式と 26 条による工作物の新改築などの許可申請様式とは別になっていることもきちんと説明が欲しいところです。

なお、野洲川改修記念公園については、占用許可期間が許可書に日付よりも前になっており、許可同時に工期が始まっています。この様式でも今後問題がないのでしょうか？

A1. 新規の施設の場合には、占用許可が工期を含みます。河川区域内に新規施設を設置する場合、河川法第 24 条に基づく土地の占用の許可と河川法第 26 条第 1 項に基づく工作物の新築等の許可が必要となります。これらの許可は新規施設の設置という一つの行為において必要なことから、許可の申請についても同時に行わなければならないことが河川法施行規則第 39 条において規定されています。

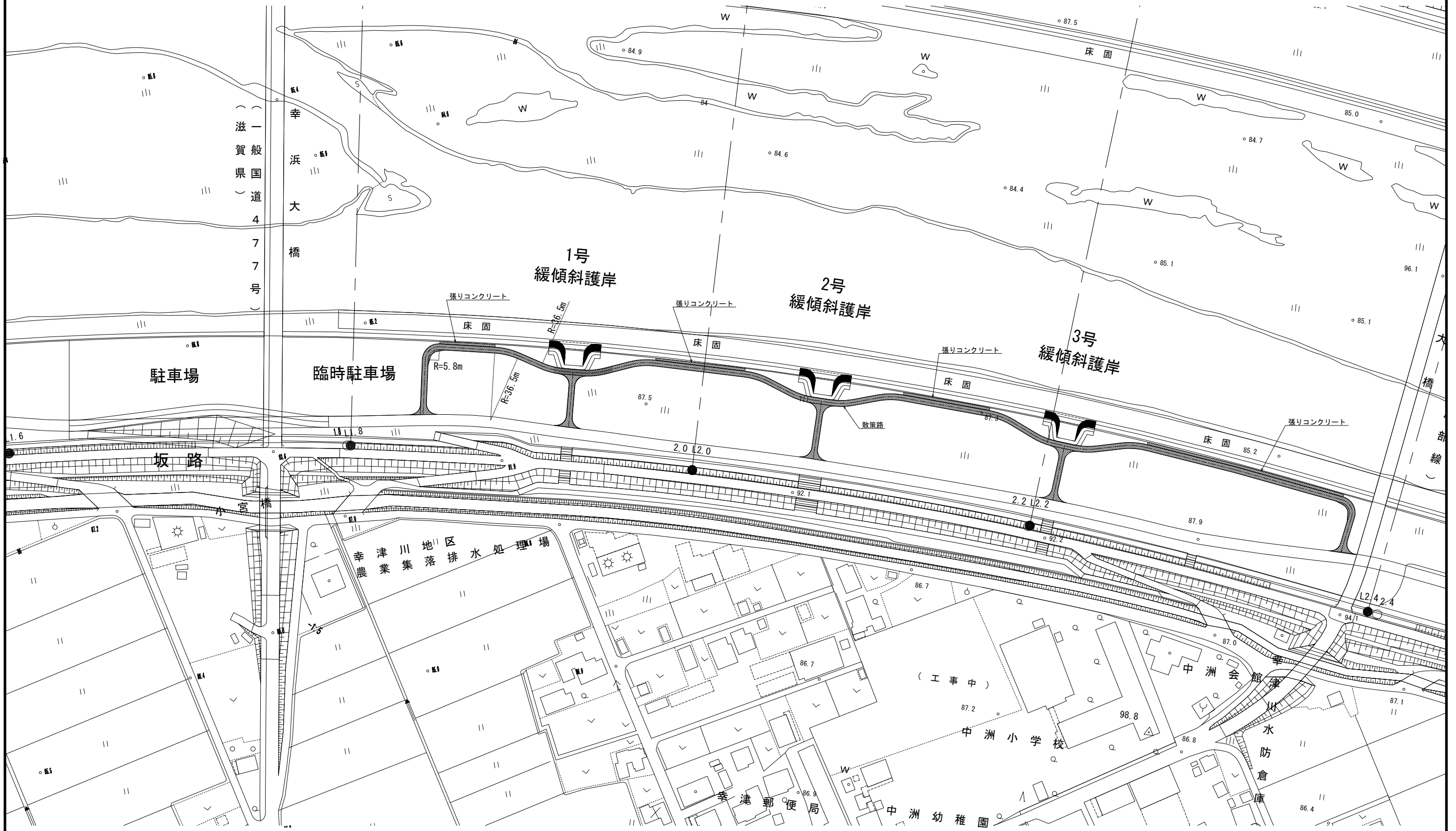
なお、工作物の新築等に関しない河川法第 24 条の申請様式は（甲）及び（乙の 2）であり、工作物の新築等に関する河川法第 24 条、第 26 条第 1 項の申請様式は（甲）及び（乙の 4）であることが、河川法施行規則第 12 条及び第 15 条において規定されています。

河川法第 26 条第 1 項に基づく工作物の新築等の許可は、土地を使用する権原までも与えられるものではないので、当然に河川法第 24 条の土地の占用の許可を受ける必要があります。よって工作物の新築等の工期は、土地の占用の許可期間内に含まれる必要があります。

野洲川改修記念公園に対する平成 21 年 10 月の工作物の新改築等の許可は、公園自体が新規に設置された許可ではありません。委員会の意見を踏まえ、利用の少ないゲートボール場を廃止し、又、駐車場の整備を行ったものです。公園自体は昭和 63 年より占用が開始されて以降、幾度かの更新許可を経ており、当時は平成 21 年 4 月 1 日からの占用期間の中において、駐車場整備等の改築が許可されたものです。許可の様式としては、土地の占用自体は平成 21 年 4 月から許可があり、改築工事は平成 21 年 10 月からの許可であることを示しており、問題はありません。

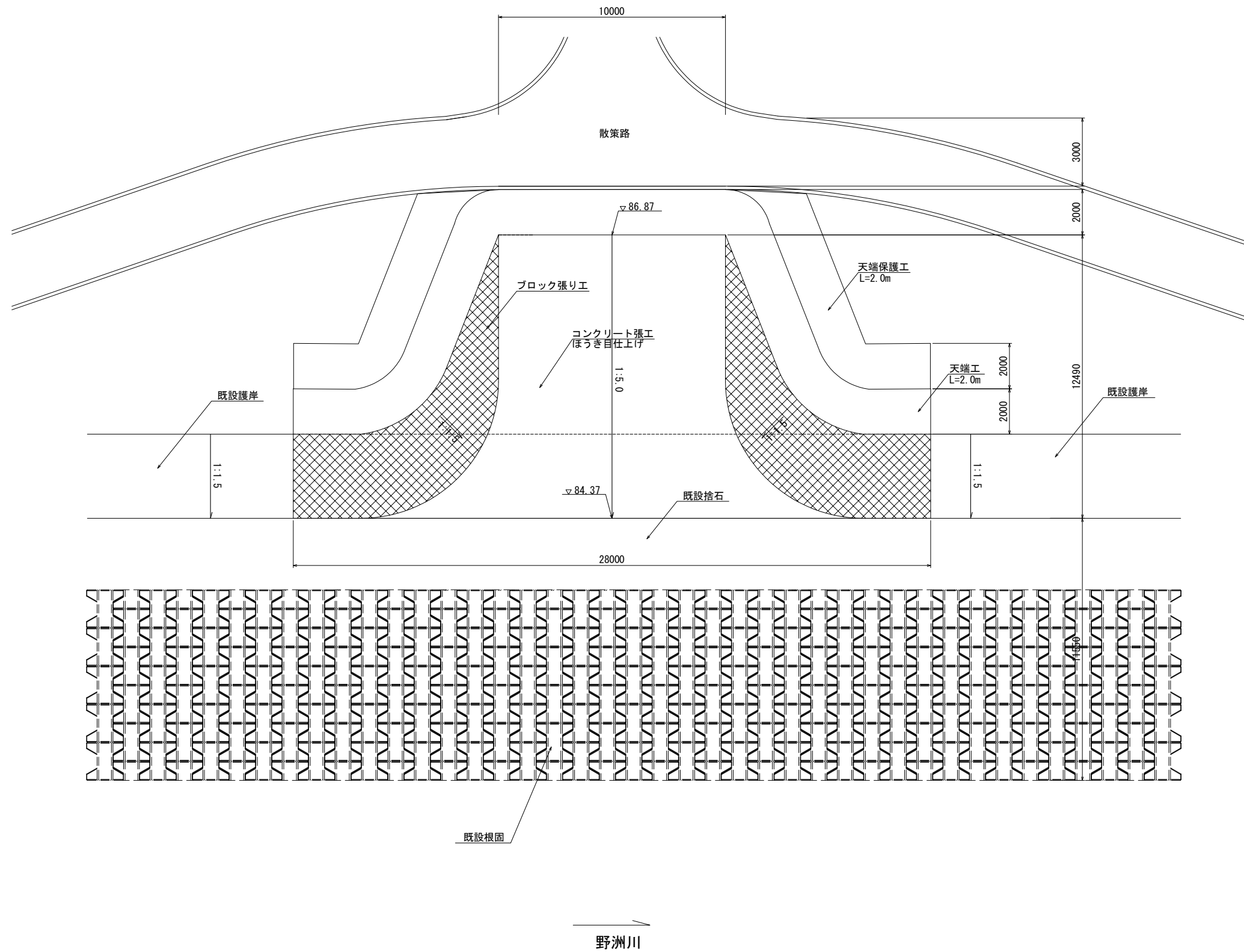
- Q2. 委員会規約の第3条（委員会の役割）の（3）の中に、『「土地占有にかかわる場合」ならびに「新規工作物を設置する場合」』の面的占有における・・・の明記が必要と思います。
- A2. 委員会規約第3条（3）においては「許可申請説明書に関して」とあり、この「許可申請」については、土地の占用も工作物の新築等も等しく含まれるものです。また『河川敷占用許可申請・審査の手引き』の「3. 河川敷の保全と利用の基本的な考え方」において、「新規要望施設と既存継続施設を区分することなく」とありますので、現時点では、委員会規約の改正は不要と考えています。
- Q3. 河川護岸を斜路と階段護岸に改修することについては、別途様式にて河川工事の変更許可申請あるいは申請の添付が必要のはずですが、今後、形状変更工事をともなう占用許可申請ができることも予想されますのできちんとした前例を作っておくべきかと考えます。
- A3. 今回の（仮称）野洲川中洲地区河川公園の整備は、国土交通省のかわまちづくり支援制度を活用するものです。この制度によって散策路及び護岸における斜路の設置については、国土交通省が治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設として整備を行います。将来、守山市が公園利用のため独自に斜路等の設置を行うとなった場合は、占用許可申請が必要ですが、今回当初の斜路整備については河川管理者による設置のため、占用許可申請の対象外となります。
- Q4. 管理者への許可申請書に必要な書類を、前もって守山市に提示しておく方がよいと思います。・市民プランの成果 ・市民聴取の報告 ・護岸変更工事の許可書など ・管理維持計画書 ・守山市基本計画や守山市公園条例（新規追加分）
- A4. 許可申請書の添付図書については河川法施行規則第15条等において規定されています。その中の「事業の計画の概要」においては計画内容や占用申請の必要性の説明が必要となります。また、「その他参考となるべき事項を記載した図書」の一つとして、維持管理計画、その他管理に関する図書は必要と考えています。その他必要な書類は適宜求めていきたいと考えています。
- Q5. 管理者と守山市との間で、安全管理のための覚書を交わす必要はありませんか？
- A5. A3 で回答のとおり、河川管理者は、斜路及び散策路について河川管理施設として設置します。一方守山市においても、公園の一部として占用し管理を行います。よって安全を含めた維持管理協定を取り交わす予定となっています。

平面図 S=1:1000



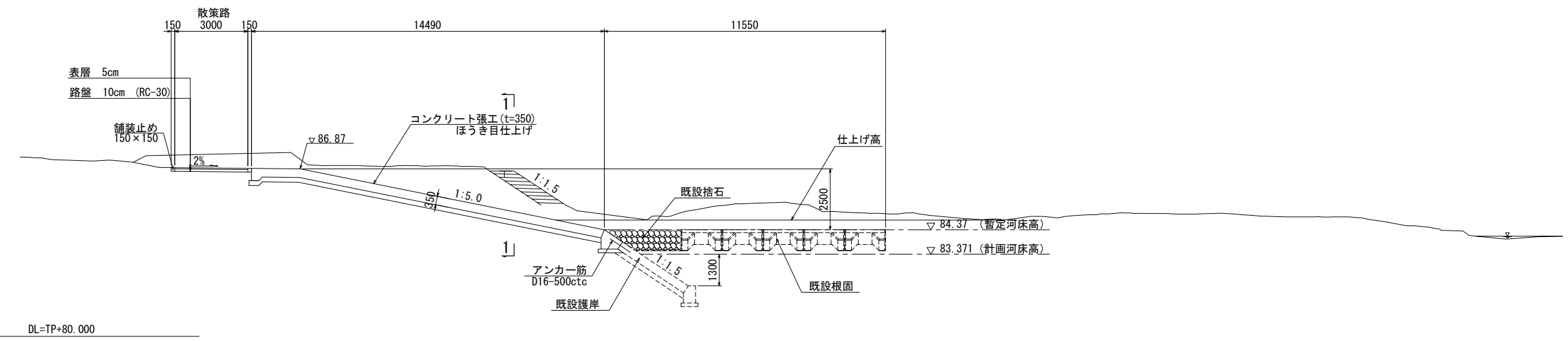
1号2号緩傾斜護岸一般図 (その1) S=1:100

平面図

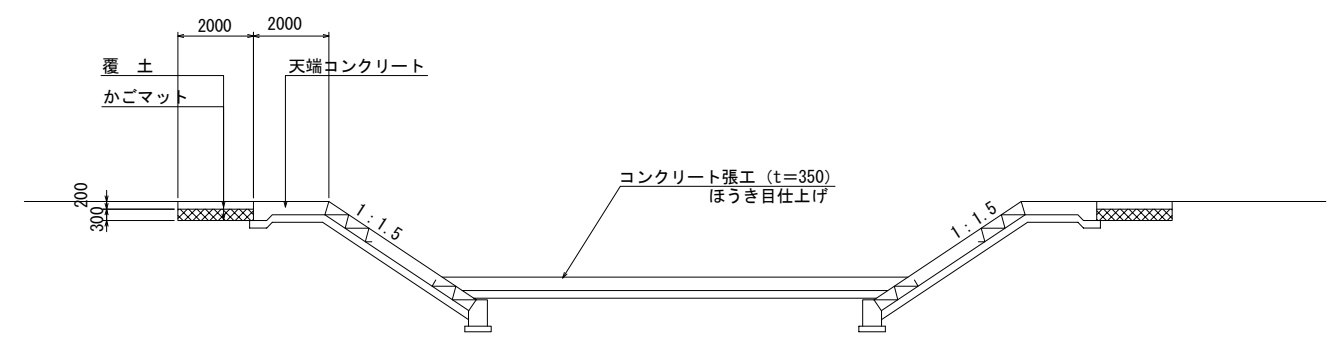


1号2号緩傾斜護岸一般図 (その2) S=1:100

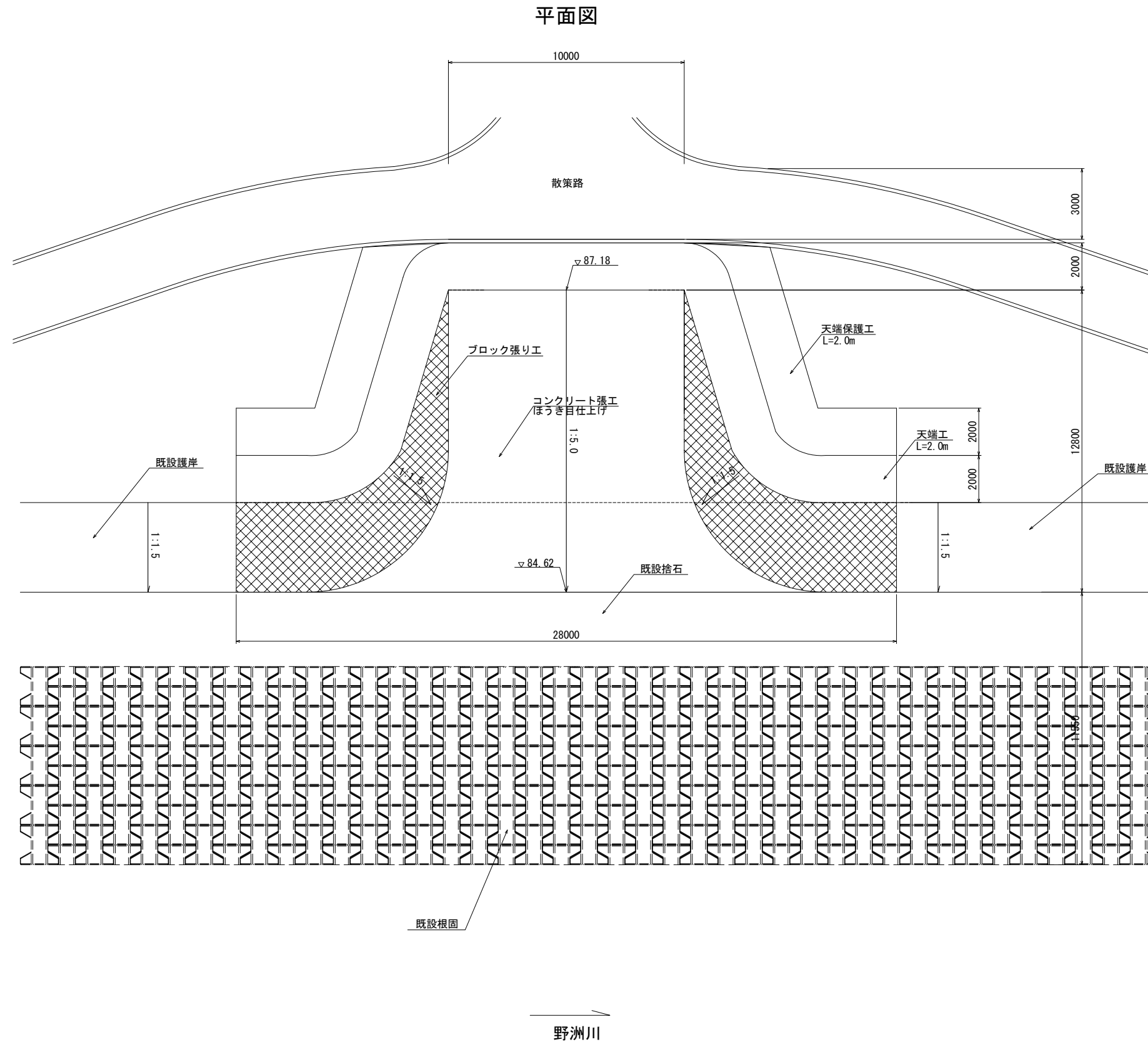
断面図
2.000 k



1-1断面図

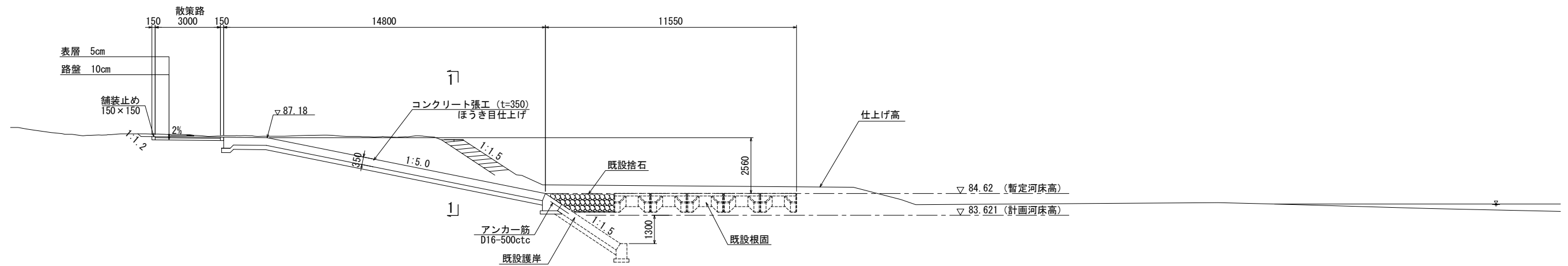


3号緩傾斜護岸一般図 (その1) S=1:100



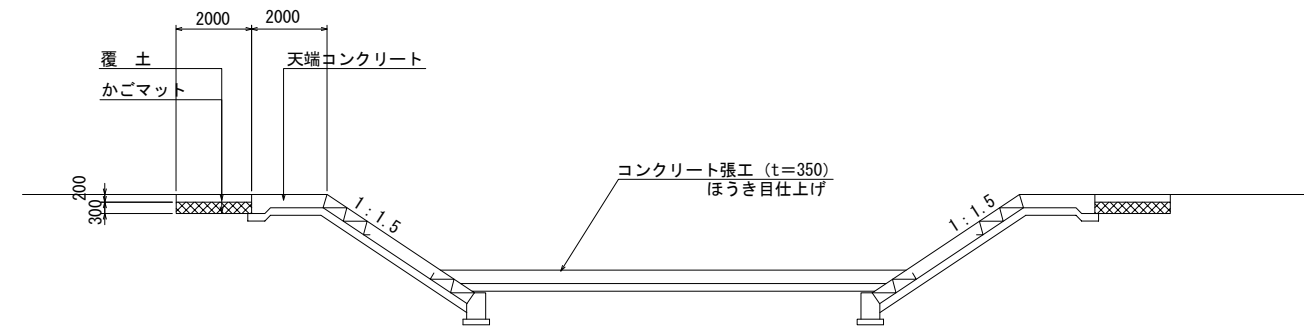
3号緩傾斜護岸一般図 (その2) S=1:100

断面図
2. 200 k

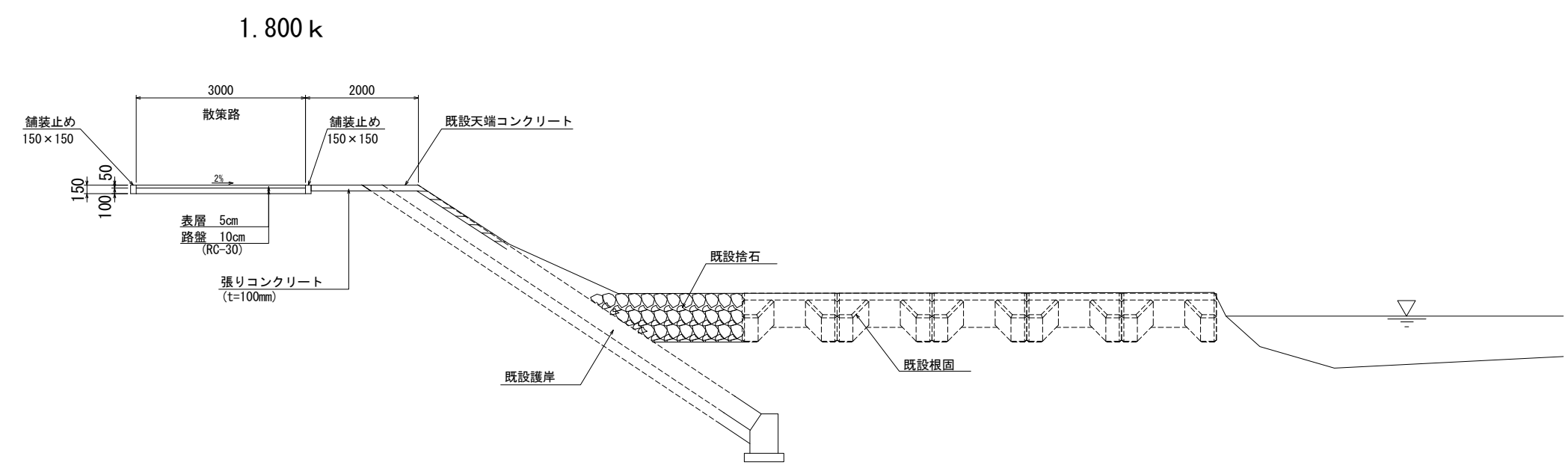


DL=TP+80.000

1-1断面図



散策路標準断面図 S=1:50



DL=TP+80.000

■砂川変遷図（平成15年～平成25年）



平成15年度撮影
(撮影日不明)



平成18年度撮影
(撮影日不明)



平成22年度撮影
(撮影日H23. 2. 7)



平成25年度撮影
(撮影日H25. 12. 3)

平面図 S=1:2,000



■ 凡例

	あすまや		芝生
	ベンチ		砕石舗装
	健康遊具		草刈り
	樹木(新設) (H+3.5m程度)		アスファルト舗装
	樹木(既設)		護岸
			その他

許可・実施	当初 第 回変更
年度・番号	平成26年度 守都地業第5号
河川名	一級河川野洲川
工事名	野洲川河川公園整備実施設計業務
地名	守山市幸津川町地先
図面名	平面図
縮尺	S=1:1,000(A1) S=1:2,000(A3)
図面番号	枚ノ内
	守山市

平面図(拡大) S=1:1,000

2号
緩傾斜護岸

護岸

散策路

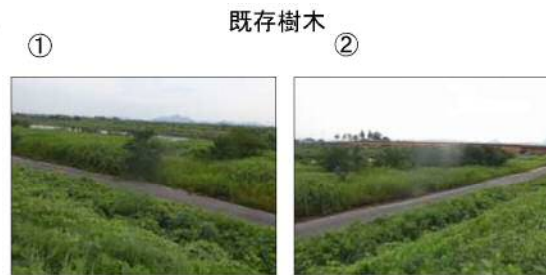
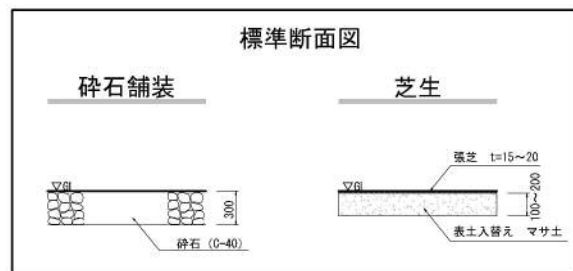
3号
緩傾斜護岸

床固

自然体験交流広場

緑陰の広場

凡例	
	あずまや
	ベンチ
	健康遊具
	樹木(新設) (H=3.5m程度)
	樹木(既設)
	芝生
	砕石舗装
	草刈り
	アスファルト舗装
	護岸
	その他



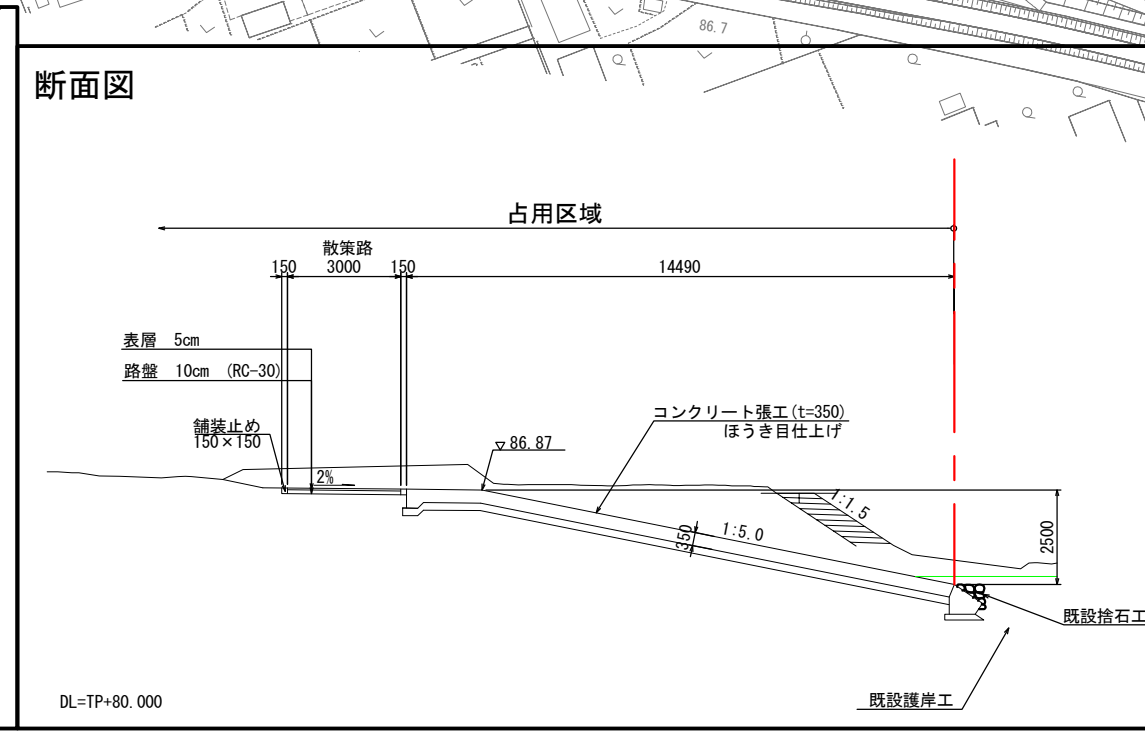
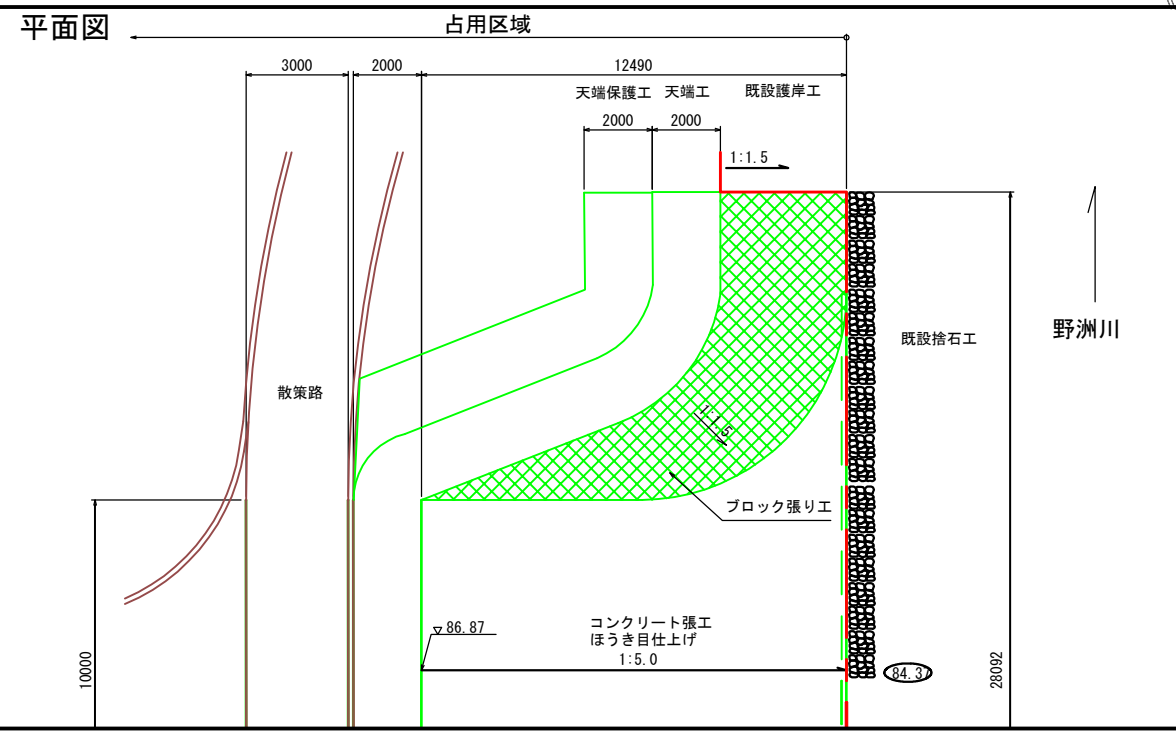
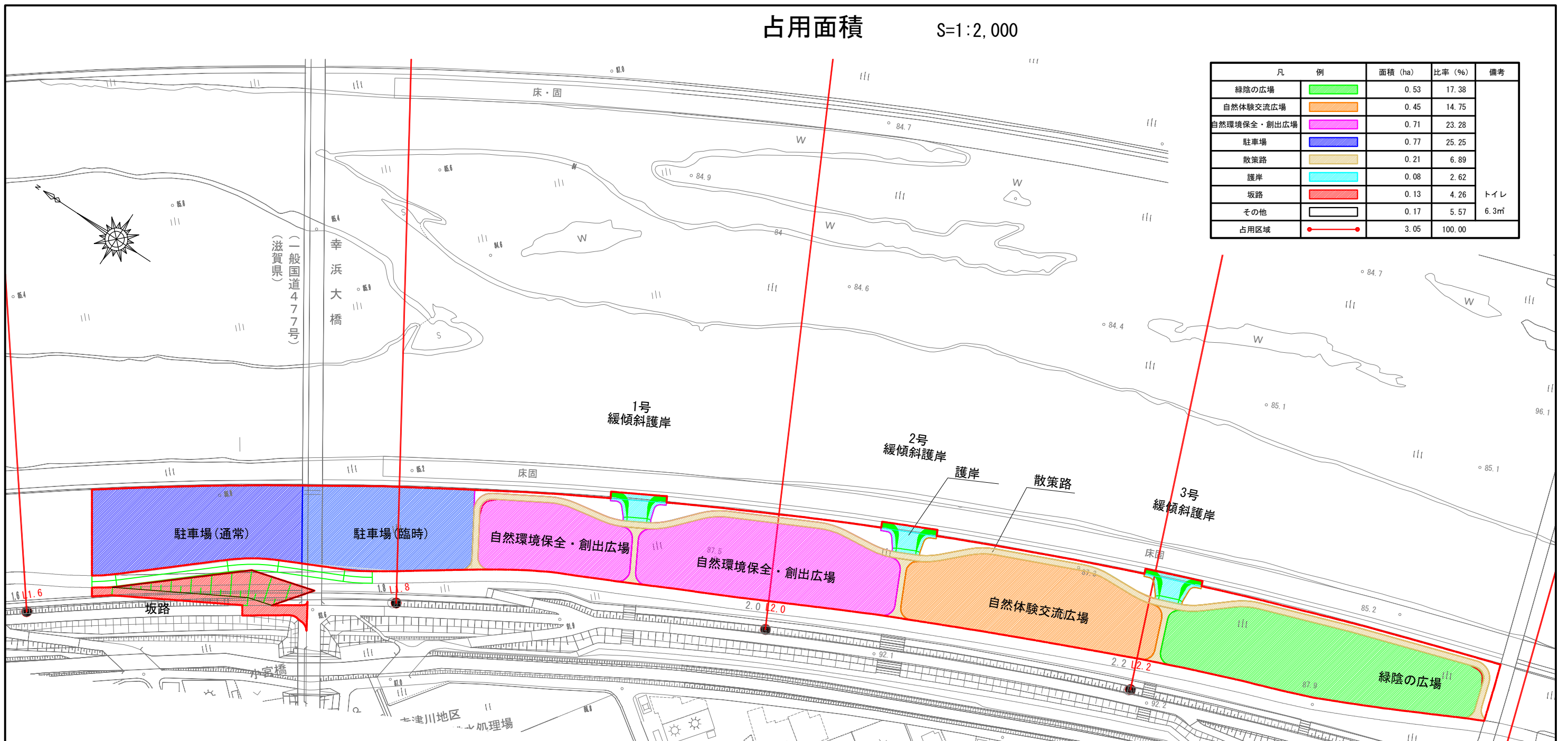
※現地確認の上、既存樹木を数本(10本程度)残し、雑木は伐採する。

①→: 写真撮影方向

許可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	平成26年度 守都地業第5号		
河川名	一級河川野洲川		
工事名	野洲川河川公園整備実施設計業務		
地名	守山市幸津川町地先		
図面名	平面図(拡大)		
縮尺	S=1: 500(A1) S=1:1,000(A3)		
図面番号	枚ノ内		
守山市			

占用面積 S=1:2,000

凡	例	面積 (ha)	比率 (%)	備考
緑陰の広場		0.53	17.38	
自然体験交流広場		0.45	14.75	
自然環境保全・創出広場		0.71	23.28	
駐車場		0.77	25.25	
散策路		0.21	6.89	
護岸		0.08	2.62	
坂路		0.13	4.26	トイレ
その他		0.17	5.57	6.3㎡
占用区域		3.05	100.00	



許可・実施	当初	第	回変更
年度・番号	平成26年度 守都地業第5号		
河川名	一級河川野洲川		
工事名	野洲川河川公園整備実施設計業務		
地名	守山市幸津川町地先		
図面名	占用面積		
縮尺	S=1:1,000(A1) S=1:2,000(A3)		
図面番号	枚ノ内		
守山市			

野洲川中洲地区かわまちづくり

(仮称) 野洲川中洲地区河川公園 占用許可申請説明書の一部修正について

○修正箇所

B12 適正面積

○修正内容

修正前	修正後
占有面積は約 2.25ha です。以下にそれぞれのエリアの計画面積を示します。なお都市公園法の対象ではありません。 ・ 駐車場（通常・臨時） 0.4ha ・ 自然環境保全・創出広場 0.6ha ・ 自然体験交流広場 0.3ha ・ 緑陰の広場 0.5ha ・ 散策路・坂路 0.35ha ・ 護岸 0.1ha	占有面積は約 3.05ha です。以下にそれぞれのエリアの計画面積を示します。なお都市公園法の対象ではありません。 ・ 駐車場（通常・臨時） 0.77ha ・ 自然環境保全・創出広場 0.71ha ・ 自然体験交流広場 0.45ha ・ 緑陰の広場 0.53ha ・ 散策路・坂路 0.34ha ・ 護岸 0.08ha ・ その他（トイレ等） 0.17ha

○修正理由

当該公園の設計を進めるに当たり、面積の確定を進める中で修正を行うものです。

審査表<(仮称)野洲川中洲地区河川公園>

資料-5

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	(仮称)野洲川中洲地区河川公園(守山市)				
					河川管理者によるコメント	黒文字:各委員からのコメント (第43回委員会終了後に頂いたもの) 赤文字:第43回委員会における意見	今回審査の判断 第44回委員会における事務局案	今回審査の判断 第45回委員会における事務局案 黄色色:前回事務局案から変更	備考 ※備考欄は、審議上設けているが、最終的には審査表から外す。
A 基本理念と基本方針等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		満足している。	満足している。	満足している。	満足している。	
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		満足している。	満足している。 ・自然環境の改変と利用の競合があることを想定した基本方針のスタンスを持たれたい。 ・自然環境の保全と創出について理念の整理が必要。自然環境を改変するので、影響がないことはなく、その前提で考えることが必要。 ・親しむのは水辺だけでなく、自然環境と親しむという大きな捉え方をし、流路が変わっても親しむという目的は達せられるという考え方をしておくほうが良い。 ・砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。 ・利用者がある以上は、利用の競合について検討が必要。	各基本方針について、さらに踏み込んだ検討を要する。	基本方針について、さらに踏み込んだ検討を要する。	「各基本方針」→「基本方針」 以下参考とする。(委員会のコメントとしては書かない): ・自然環境の保全と創出について理念の整理が必要。自然環境を改変するので、影響がないことはなく、その前提で考えることが必要。 ・親しむのは水辺だけでなく、自然環境と親しむという大きな捉え方をし、流路が変わっても親しむという目的は達せられるという考え方をしておくほうが良い。 ・砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。 ・利用者がある以上は、利用の競合について検討が必要。
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	新規申請のため該当なし。	新規申請のため該当なし。	新規申請のため該当なし。	新規申請のため該当なし。	

B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11	必要理由	①この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。 ②申請者の整備の「基本計画」等は、改正河川法の趣旨を盛り込み、環境面の内容を反映しているか。 ③施設の利用状況、地元の要望内容、設置の経緯等から、占用施設の必要性を判断する。	①「過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい」という判断は、別の場の議論と考える。 ②環境を考慮した利用への変化を確認する。 ③やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤防災上の土砂確保から利用制限がある場所を確認する。 ⑥施設の活用状況を現地調査で確認する。	妥当である。	・妥当である。 ・親しむのは水辺だけでなく、自然環境と親しむという大きな捉え方をし、流路が変わっても親しむという目的は達せられるという考え方をしておくほうが良い。	妥当である。	妥当である。	
		B12	適正面積	①占用面積は必要最低限にしているか。 ②面積算定に妥当性を示しているか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	適正である。	・気候変動・生態系への影響への配慮として、砂州の占有面積と砂州への斜路の占有面積が確実に適正かの判断を示し、安全管理と監視をすること。 ・必要最小限の占有面積を示すことは難しいが、多くの部分を極力手を加えない「自然環境保全・創出広場」に充てており、妥当と判断する。	不要と思われる施設は含まれず適正と判断する。	不要と思われる施設は含まれず適正と判断する。	
	B2 代替性	B21	代替可能性	①堤内地で代替できない施設であるか。 ②堤内地・側帯に設置する施設は、必要により代替地を考える。 ③占用施設全体の代替と、施設内の一部を代替することを区分して考えているか。	①設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もありうる。パーコート、テニスコート、バスケットボール場、野球場など個別で確認する。 ②堤内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。 ③現在の場所に設置することで効果を発揮する記念碑等は代替を考えない。	代替できない施設である。	・「川に近付くことができる」「川であそぶことができる」という目的からは、他に代替できない施設である。 ・中洲小学校近傍という条件のもとではほぼ代替できない施設である。	代替できない施設である。	代替できない施設である。	
		B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	・近隣に広域運営の施設で、ピオトープや小河川を含め、公園機能をもった代替施設はないか。また、その利用実態もふくめた代替調査をする必要がある。 ・代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	
		B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	・事前の代替調査と事例調査をしていただきたい。 ・代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	代替できない施設であるため、代替地調査はされていない。	
	B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状況を確認する。 ②指定管理者協定に、安全面の対応の定めがあるか確認する。 ③利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	安全対策が講じられている。	・防災面で安全対策の強化が必要である。 ・「守山市都市公園条例」をもとにした安全対策が講じられている。 ・砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。	砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。	砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。また、低水路への斜路における安全管理については、特に配慮されたい。	「斜路」について、審議では「階段・斜路」としていたが、今回、施設の計画は斜路のみとなった。 意見③(1)(3)

	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	安全対策が講じられている。	・管理徹底のために、安全対策、防災対策、維持管理のための計画書の作成が必要と考える。 ・「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」および「守山市地域防災計画」をもとにした安全対策が講じられている。 ・砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。	砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。	砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。	意見③(1)
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。 ③申請者が周知をするのか、指定管理者周知をするのか確認する。	安全対策の周知が図られている。	・特に、川での水遊びと環境学習などについては、安全対策の指導と周知の徹底をしていただきたい。 ・特に小学生の利用を意識した安全対策の周知を図っておきたい。 ・安全対策はホームページでの周知だけでなく、そこから踏み込んで現場での体験や人が大事。	看板、広報、ホームページによる周知に加えて、小学校における教育の実施も予定されている。	看板、広報、ホームページによる周知に加えて、小学校における教育の実施も予定されている。	
B4	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ②無料利用と有料利用の設定の区分を確認する。 ③特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的な施設ではない。	・排他的・独占的な施設ではないが、斜路か階段かの根拠にもとづくことや、誰もが安全に利用できるかの配慮を確実にしてほしい。 ・排他・独占的な施設ではない。	排他・独占的な施設ではない。	排他・独占的な施設ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。 ②施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。 ③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。	「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。	・住民の要望が実現された施設であるため、地元の理解は得られると考えられる。できれば、計画図を検討委員会に図ってみたいかどうか。 ・「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。供用開始後も引き続き地元の意見を徴していかれたい。	「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。	「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。	意見⑥
C	C1	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占有開始からの年数を確認する。 ②施設の占有期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	新規申請である。	・新規申請である。	新規申請である。	
		C12	施設の変遷	①継続申請の場合、前回占有許可期間内にどのように施設内容が変化したか。 ②施設変遷理由はどのようなもので、適切なものであったか。 ③継続申請の場合、占有面積の変化はあるか。	①現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。 ②申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ③施設の変更有る場合、その変更理由を確認する。 ④利用されてない施設・構造物があるか確認する。	新規申請である。	・新規申請である。	新規申請である。	

C13	施設管理	<p>①利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。 ②申請者が施設利用実態を把握しているか。 ③新規の場合は、施設管理計画を作成しているか。 ④指定管理者の委託管理の内容は、定めてあるか。</p>	<p>①現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。 ④指定管理者協定に、禁止行為の対応が含まれているか確認する。</p>	<p>注意事項、公園管理者への連絡先を明記した看板を設置予定。</p>	<p>・公園内に注意事項、公園管理者への連絡先を明記した看板を設置予定。 ・利用開始にあたっての広報などに注意事項等を明記すること。 ・この施設の利用が見込まれる近隣の学校において、安全対策と利用上の注意事項の指導をする。</p> <p>・注意事項、公園管理者への連絡先を明記した看板を設置予定。小学生の利用に配慮した記載の仕方にしておきたい。</p>	<p>注意事項、公園管理者への連絡先を明記した看板を設置予定。小学生の利用に配慮した記載の仕方とし、また、看板だけでなく広報への記載や、小学校における周知も行うべき。</p>	<p>注意事項、公園管理者への連絡先を明記した看板を設置予定。小学生の利用に配慮した記載の仕方とし、また、看板だけでなく広報への記載や、小学校における周知も行うべき。また、施設管理計画を早急に作成すべきである。</p>	<p>意見③、③(6)</p>
C14	共同利用	<p>①既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。 ②広域的な協調利用がなされているか。</p>	<p>①利用申込案内で広域利用の記述があるか確認する。 ②現地で利用案内の看板等で広域利用申し込みを確認する。 ③自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。 ④利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。</p>	<p>近隣に類似施設はない。</p>	<p>・野洲川小浜河川公園とは、「取り分け利用面」で異なる存在というのとは分かりますが、そもそも取り分け利用面の異なる公園というのが、半径1.0km圏内に必要なものなのでしょうか。</p> <p>・近隣に広域運営の施設で、類似施設がないかを調査したうえで、判断すること。</p> <p>・近隣に類似施設はあるものの、施設の性格や利用の面で棲み分けが行われうるもので、広域的な協調利用が期待できる。一方、利用者視点での共同利用のあり方については検証されておらず、整理が必要である。</p> <p>・複数のイベントが同日、同箇所で使用したい場合等の利用者視点の共同利用のあり方を考えておく必要がある。</p>	<p>小浜河川公園とは異なる存在であることから、近隣に類似施設はない。利用者視点の共同利用のあり方を考えておくべき。</p>	<p>小浜河川公園とは異なる存在であることから、近隣に類似施設はない。利用者視点の共同利用のあり方を考えておくべき。</p>	<p>意見①</p>
C15	維持管理	<p>①施設の維持管理計画は適正であるか。 ②施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。</p>	<p>①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。 ④維持管理計画は、前回(前年度)に比べ内容が更新(変更)されているか確認する。</p>	<p>適正である。</p>	<p>・①新規施設でもあり、適正な管理のための計画を示すこと。②川に近付くことが可能な設計であることから、土砂やごみの不法投棄と砂の無断採取などが可能にならないような管理・監視についての検討が必要ではないか。</p> <p>・具体的な維持管理方法の詳細不明。継続的に適正な維持管理が行われるように図られていた。</p>	<p>具体的な維持管理の計画が未定である。</p>	<p>具体的な維持管理の計画が未定であり、早急に作成すべきである。適正な草刈等の維持管理が必要である。なお、地域と共同した維持管理の計画が望まれる。自然環境保全・創出方法について、治水・環境上問題とならない維持管理が必要である。</p>	<p>「適正な草刈等の維持管理が必要である。なお、地域と共同した維持管理の計画が望まれる。」については、審議において意見とすることの明言はなかったが、D11-2、D11-3における議論から事務局にて反映。</p> <p>「自然環境保全・創出方法について、治水・環境上問題とならない維持管理が必要。」については、D21の審議において意見とせず参考とすることであったが、重要な意見であり、事務局にて反映。</p> <p>意見③、③(4)(5)</p>

C16	施設の補修・新設	①占用内の施設を補修・新設した実績があるか。 ②補修・申請の詳細を記録保存しているか。 ③施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。(例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど) ④地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。 ③維持管理計画に対して実績を確認する。 ④施設補修のルールを確認する。	資材は必要最低限としている。また、安全点検の結果、施設に不具合、損傷等があれば速やかに補修を行うとしている。	・地形の改変などが見込まれることも含めて、施設の安全点検と補修権限などの権限の明記や計画をしめす必要があると判断する。 ・資材は必要最低限としている。また、安全点検の結果、施設に不具合、損傷等があれば速やかに補修を行うとしている。	資材は必要最低限としている。また、安全点検の結果、施設に不具合、損傷等があれば速やかに補修を行うとしているが、具体的な施設補修のルールの計画は未定である。	資材は必要最低限としている。また、安全点検の結果、施設に不具合、損傷等があれば速やかに補修を行うとしているが、具体的な施設補修のルールの計画は未定であり、特に砂州形状の変化に配慮した計画を早急に作成すべきである。	意見③、③(1)
C17	構造物の安全	①施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。 ②安全対策は定めているか。	①遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。 ②構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。 ③構造物安全点検のルールを確認する。	週に1回安全点検が実施される計画である。	・安全点検など維持管理計画に含めて作成、実行する必要がある。 ・週に1回安全点検が実施される計画である。	週に1回安全点検が実施される計画である。点検内容は検討されているが、具体的な構造物安全点検のルールの計画は未定である。	週に1回安全点検が実施される計画である。点検内容は検討されているが、具体的な構造物安全点検のルールの計画は未定であり、早急に作成すべきである。	意見③
C2	利用者							
C21	利用状況	①占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。 ②指定管理者が利用状況を把握して、申請者に報告があるのか。	①現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ②有料施設の利用者数と散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。 ③施設別の利用者数の増加・減少を確認する。 ④迷惑行為で利用されていないか確認する。	新規申請である。	・利用状況を把握し、管理者に報告ができるよう計画する。 ・新規申請である。	新規申請である。供用開始後は利用状況を把握できるよう計画された。	新規申請である。供用開始後は利用状況を把握できるよう計画された。	「イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。」については、C32における審議を反映。 意見①
C22	便所	①トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。 ②川の通信簿では要望の高い項目である。 ③利用者の要望事項を把握して、増大対応しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カガの管理、清掃頻度を確認する。 ③施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。 ④障害者対応が取られているか確認する。	移動式トイレを1箇所設置され、清掃は週6日行う計画である。	・具体的な管理計画をまとめ、管轄を明確に明記周知していただきたい。 ・移動式トイレを1箇所設置され、清掃は週6日行う計画である。	移動式トイレを1箇所設置され、清掃は週6日行う計画である。	移動式トイレを1箇所設置され、清掃は週7日行う計画である。	
C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②ゴミの発生量を確認する。 ③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	看板の設置等によりゴミの家庭への持ち帰りを周知する。	・具体的な管理計画をまとめ、管轄を明確に明記周知していただきたい。 ・看板の設置等によりゴミの家庭への持ち帰りを周知する。	看板の設置等によりゴミの家庭への持ち帰りを周知する。	看板の設置等によりゴミの家庭への持ち帰りを周知する。	
C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。 ②個人・団体の施設利用規程を定めているか確認する。 ③管理人の対応時間を確認する。 ④施設の利用受付は、電話・ネットで手続き可能か確認する。	管理人を配置しないが、利用上の注意事項や管理者への連絡先を明記した注意喚起看板の設置を計画している。	・具体的な管理計画をまとめ、管轄を明確に明記周知していただきたい。 ・管理人を配置しないが、利用上の注意事項や管理者への連絡先を明記した注意喚起看板の設置を計画している。イベント等の際の守山市、主催者それぞれの対応義務について明確にしておかれたい。	管理人を配置しないが、利用上の注意事項や管理者への連絡先を明記した注意喚起看板の設置を計画している。イベント等の際の守山市、主催者それぞれの対応義務について明確にしておかれたい。	管理人を配置しないが、利用上の注意事項や管理者への連絡先を明記した注意喚起看板の設置を計画している。イベント等の際の守山市、主催者それぞれの対応義務について明確にしておかれたい。	意見①

	C25	駐輪・駐車場	①利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。 ②駐輪場・駐車場が設置されていない施設の場合の自転車・車の対応方法はどのようなものか。 ③イベント等で参加者増対策の臨時処置は定めてあるか。	①現地調査で現状の駐輪場・駐車場の設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。 ③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ④障害者対応の施設であるか確認する。 ⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	身体障害者用も含め、駐車場、駐輪場が整備される予定である。	・具体的な管理計画をまとめ、管轄を明確に明記周知していただきたい。 ・イベント等で幸浜大橋方面から車で来場される利用者が多数見込まれる場合、右折待ちにより幸浜大橋付近が渋滞しないか。 ・身体障害者用も含め、駐車場、駐輪場が整備される予定である。イベント等で参加者増対策の臨時処置を定めておきたい。	身体障害者用も含め、駐車場、駐輪場が整備される予定である。公園周辺の交通状況も含め、イベント等での参加者増対策の臨時処置を定めておきたい。	身体障がい者用も含め、駐車場、駐輪場が整備される予定である。公園周辺の交通状況も含め、イベント等での参加者増対策の臨時処置を定めておきたい。	「障害」→「障がい」 意見①
C3	利用形態	C31	利用者の年齢等	①利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。 ②これらに利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設を確認する。 ②家族連れ利用の配慮があるか確認する。 ③有料施設利用者、無料施設の利用者を区分して確認する。 ④釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	子供からお年寄りまでが使える施設である。また、有料施設はない。	・身体障害者の車いすなどが斜路に入る場合はどうするか配慮が必要である。 ・子供からお年寄りまでが使える施設である。利用の便について配慮されたい。また、有料施設はない。	子供からお年寄りまでが使える施設である。また、有料施設はない。水辺付近では身体障害者への安全対策が必要である。	「子供」→「子ども」 「障害者」→「障がい者等」 意見③(3)
		C32	利用者交流	①常時利用者と流域住民との交流はあるか。 ②交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、サッカー大会等	地区のイベント、祭り、防災訓練の場としての利用が検討されている。	・私の家の近所に「びわこ地球市民の森」という公園があります。私個人の印象かもしれませんが「地区のイベント、祭り、防災訓練の場としての利用」しかない印象です。他の日は曜日・天候が良くても利用者がいない気がします。そんな場所がまた作られるのかという少し哀しい気持ちがあったりします。 ・地域の要望により設置される施設であることをいかし、中洲地域独自のイベント開催につながる利用を検討すること。 ・地区のイベント、祭り、防災訓練の場としての利用が検討されている。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。	地区のイベント、祭り、防災訓練の場としての利用が検討されている。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。	意見①
		C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 ③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 ④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	川とのふれあいが可能な施設である。	・川とのふれあいが可能な施設である。	川とのふれあいが可能な施設である。	川とのふれあいが可能な施設である。

		C34	河川愛護保護活動	河川・環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。 ③指定管理者の取り組んでいる活動を確認する。	中洲小学校で実施している「野洲川学習」において、環境等の学習が計画されている。また、野洲川でんぐの会が主催している「野洲川くんだり」、「野洲川の生態調査」の場としての利用が計画されている。	・河川愛護保護活動の一つとしての中洲小学校での環境学習計画と一般市民向け生涯学習としての活動計画も必須である。 ・中洲小学校で実施している「野洲川学習」において、環境等の学習が計画されている。また、野洲川でんぐの会が主催している「野洲川くんだり」、「野洲川の生態調査」の場としての利用が計画されている。	中洲小学校で実施している「野洲川学習」において、環境等の学習が計画されている。また、野洲川でんぐの会が主催している「野洲川くんだり」、「野洲川の生態調査」の場としての利用が計画されている。さらなる利用計画の充実が望まれる。	中洲小学校で実施している「野洲川学習」において、環境等の学習が計画されている。また、野洲川でんぐの会が主催している「野洲川くんだり」、「野洲川の生態調査」の場としての利用が計画されている。さらなる利用計画の充実が望まれる。	意見①
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②「河川敷でなければできない利用」の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	既存イベントを改善、工夫した地域内外の交流活性化イベントの開催が「守山まるごと活性化プラン」において検討されている。	・既存の河川公園では行われなかった新しい企画と利用を目的とした、地域活性化への取り組みである。 ・既存イベントを改善、工夫した地域内外の交流活性化イベントの開催が「守山まるごと活性化プラン」において検討されている。	既存イベントを改善、工夫した地域内外の交流活性化イベントの開催が「守山まるごと活性化プラン」において検討されている。	既存イベントを改善、工夫した地域内外の交流活性化イベントの開催が「守山まるごと活性化プラン」において検討されている。	
	C4	C41	住民意見の反映	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。 ③対話集会等の参加案内の方法を確認する。	住民意見を反映する方法として、「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」、「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」を設置し、意見聴取している。	・流域住民の意見を反映する取り組みにより意見を聴取している。 ・住民意見を反映する方法として、「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」、「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」を設置し、意見聴取している。意見聴取は中洲学区のみにとどまらず、広く流域住民からも行われるよう配慮されたい。	住民意見を反映する方法として、「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」、「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」を設置し、意見聴取している。意見聴取は中洲学区のみにとどまらず、広く流域住民からも行われるよう配慮されたい。	住民意見を反映する方法として、「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」、「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」を設置し、意見聴取している。意見聴取は中洲学区のみにとどまらず、広く流域住民からも行われるよう配慮されたい。	
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。	・流域住民の要望による計画ではある。施設の設計には、さらに利用者の意見と現場をよく知る担当者の意見をさらに聴取参考する必要がある。 ・供用開始後は、施設利用者の意見を徴せられたい。	「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても利用者の意見を徴せられたい。	「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても利用者の意見を徴せられたい。	意見⑥
D	D1	D11-1	環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	①占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。 ②施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	大気汚染の発生源となる施設ではない。	・利用されるイベントにもよるが、影響は小さいと思われる。 ・大気汚染の発生源となる施設ではない。	大気汚染の発生源となる施設ではない。	大気汚染の発生源となる施設ではない。	

D11-2	水質汚濁・底質汚染	① 占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。 ③ 農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	① 草刈の方法と実績を確認する。 ② 排水暗渠の設置の状況を確認する。	水質汚濁、底質汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。	・施設建設と利用による影響については、綿密な調査が必要である。 ・水質汚濁、底質汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。適正な草刈の方法と頻度に努められたい。	水質汚濁、底質汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。	水質汚濁、底質汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。	
D11-3	土壌汚染	① 占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。 ② 施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。 ③ 農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。 ④ 施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	① 草刈の方法と実績を確認する。 ② 芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。 ③ 除草剤の使用をしていないか確認する。 ④ 害虫駆除の実績があるか確認する。	土壌汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。	・除草剤・殺虫剤を使用しないなど、汚染をさける建設と維持管理の実施計画を示し、実行を確認する必要がある。 ・土壌汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。	土壌汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。	土壌汚染に悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。	
D11-4	地下水	① 占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		野洲川、または周辺の地下水の水質に影響を与える施設ではない。	・地下水への影響を与える施設ではないと思われるが、設置にあたって、今後の地下水を含めた近隣住民による利水状況の調査を望みたい。 ・野洲川、または周辺の地下水の水質に影響を与える施設ではない。	野洲川、または周辺の地下水の水質に影響を与える施設ではない。	野洲川、または周辺の地下水の水質に影響を与える施設ではない。	
D11-5	騒音・振動	① 占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	① 騒音が発生する施設であるか確認する。 ② 大音声を発生する拡声器の使用があるか確認する。 ③ 利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	騒音振動を発生する施設ではない。	・騒音振動を発生する施設ではない。	騒音振動を発生する施設ではない。	騒音振動を発生する施設ではない。	
D11-6	悪臭	① 占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	① 臭気を発生する占用施設であるか確認する。	悪臭の発生源となる施設ではない。	・悪臭の発生する施設ではない。 ・悪臭の発生源となる施設ではない。	悪臭の発生源となる施設ではない。	悪臭の発生源となる施設ではない。	
D12	地形改変	① 占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。 ② 施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	① 現状からの変更地形を確認する。 ② 利用者の通行路、車の通行路の改変を確認する。		・占用範囲、設計の根拠と確実性を十分に調査研究したうえで、審査すること。 ・地形の改変は軽微である。		地形の改変は軽微である。	
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	① 占用箇所付近の環境調査結果を確認する。 ② 影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。		・広場の表層など施設整備の内容が現時点では明確ではない。今後、十分に審査する必要がある。 ・生態系への影響については、水辺に近付ける施設の目的からも、十分に配慮した計画と維持が必要である。 ・施設整備の影響について継続的に監視していく必要がある。	広場の表層など施設整備の内容が明確でない。施設整備の影響に配慮した計画と継続的な監視が必要である。	広場の表層など施設整備の内容が明確でない。施設整備の影響に配慮した計画と継続的な監視が必要である。	意見②

D14-1	陸生生物	① 占有区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。 ② 施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占有箇所付近の環境調査結果を確認する。 ② 刈り込み時期、頻度を確認する。		・ 広場の表層など施設整備の内容が現時点では明確ではない。今後、十分審査する必要がある。 ・ 影響は少ないと思われる。 ・ 施設整備の影響について継続的に監視していく必要がある。	広場の表層など施設整備の内容が明確でない。施設整備の影響に配慮した計画と継続的な監視が必要である。	広場の表層など施設整備の内容が明確でない。施設整備の影響に配慮した計画と継続的な監視が必要である。	意見②
D14-2	水生生物	① 占有区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。 ② 水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	① 占有箇所付近の環境調査結果を確認する。		・ 水辺が占有範囲あるいは占有範囲に隣接していることから、十分な環境影響評価を事前にするほうがよい。 ・ 施設整備の影響について継続的に監視していく必要がある。	施設整備の影響について継続的な監視が必要である。	施設整備の影響について継続的な監視が必要である。	意見②
D15	生態系	① 占有区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。 ② 施設が占有区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。 ③ 生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。	① 河川敷全幅の占有使用がされているか確認する。 ② 河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。 ③ 同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④ 施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。		・ 広場の表層など施設整備の内容が現時点では明確ではない。今後、十分審査する必要がある。 ・ 水辺が占有範囲あるいは占有範囲に隣接していることから、十分な環境影響評価を事前にしてほしい。また、生態系が観察できる場であってもよいと思う。 ・ 施設整備の影響について継続的に監視していく必要がある。	広場の表層など施設整備の内容が明確でない。施設整備の影響に配慮した計画と継続的な監視が必要である。	広場の表層など施設整備の内容が明確でない。施設整備の影響に配慮した計画と継続的な監視が必要である。	意見②
D16	環境復元	占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	① 撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。 ② 利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。 ③ 施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	・ 環境復元が早期にできるような整備計画となっている。 ・ 施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	
D17	作業車の通行影響	河川敷を占有施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	① 作業車の重量、走行頻度を確認する。 ② 作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。	駐車場、管理用通路を使用するため、影響は軽微である。	・ 作業の通行量や走行頻度、通行路を管理維持計画に明示する。 ・ 駐車場、管理用通路を使用するため、影響は軽微である。	駐車場、管理用通路を使用するが、走行頻度が明らかでない。	駐車場、管理用通路を使用するが、走行頻度が明らかでない。	
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	① 利用周波数が、ラジコン等から影響を受けないか確認する。 ② 利用電波が、周辺住民の電子機器に影響を与えないか確認する。	無線使用の予定はない。	・ 無線使用の予定はない。	無線使用の予定はない。	無線使用の予定はない。	
D2 治水	D21 治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	① 利用施設が治水上影響がないか確認する。	治水上の審査は完了している(治水上の影響は少ない)。	・ 治水上の審査は完了している(治水上の影響は少ない)。	治水上の審査は完了している(治水上の影響は少ない)。	治水上の審査は完了している(治水上の影響は少ない)。	
	D22-1 構造物	① 占有区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。 ② 施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	① 構造物の設置による支障の程度を確認する。	構造物による治水上の影響は少ない。	・ 構造物による治水上の影響は少ない。	構造物による治水上の影響は少ない。	構造物による治水上の影響は少ない。	

	D22-2	構造物流失	①洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。 ②流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会のもと実施する予定である。	・出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会のもと実施する予定である。	出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会のもと実施する予定である。	出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会のもと実施する予定である。	
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		占用施設に利水計画はない。	・占用施設に利水計画はない。	占用施設に利水計画はない。	占用施設に利水計画はない。	
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	・魚釣りをする場合に、既存の権利への影響はないかの確認が必要ではないか。 ・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	
D4 景観・文化	D41	景観	①占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。 ②施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	景観への影響に配慮した施設配置を行うとしている。	・住民意見を反映し、景観に配慮した施設配置を行うこと。 ・景観への影響に配慮した施設配置を行うとしている。	景観への影響に配慮した施設配置を行うとしている。	景観への影響に配慮した施設配置を行うとしている。	
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	・行われていない。	行われていない。	実施されていないが、景観が悪化する可能性は低いため、実施する必要はない。	
	D43	植栽	①占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。 ②また在来の植生を活かした植栽か。	①河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ②樹木管理の方法を定めているか確認する。 ③在来植栽を生かした利用であるか確認する。	周辺景観への影響は軽微である。また、一部既存木を利用する。	・一部既存木を利用するなど景観への配慮が行われている。	周辺景観への影響は軽微である。また、一部既存木を利用する。	周辺景観への影響は軽微である。また、一部既存木を利用する。	
	D44	文化財	①占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。 ②施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	①野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	影響はない。	・影響はない。	影響はない。	影響はない。	
	D45	歴史文化	①占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。 ②施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	①地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ②放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能であると判断する。	・共存可能であると判断する。	共存可能であると判断する。	共存可能であると判断する。	

※C16、D13「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

資料一 6

平成26年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書 (案) (守山市 (仮称) 野洲川中洲地区河川公園)

平成26年7月22日付け国近整琵琶調第3号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	(仮称) 野洲川中洲地区河川公園
場 所	守山市幸津川町地先 (左岸 1.6k 付近~2.4k 付近)
主 な 施 設	自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、 駐車場、緩傾斜護岸
申 請 者	守山市
占 用 面 積	約3.05ha (予定)

1. 委員会としての判断・意見

A.沿革

「(仮称)野洲川中洲地区河川公園」は、守山市による「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」における地域の意見をもとに、「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみのある野洲川の復活」、「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を目的として計画された公園である。

主な施設としては、自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、水辺に近づくことのできる緩やかな斜面の護岸の整備を予定している。

B.利用
状況

利用形態としては、野洲川の自然に親しむ自由利用のほか、地域活性化のための各イベントや小学校における環境教育の場等としての利用が予定されている。

C.環境

自然環境保全・創出広場を設け、極力人の手を加えないこととし、また、それ以外の広場についてもより自然に近い形態とすることにより、生物の生態環境の連続性を確保する構想であるが、広場の表層等施設整備の内容が定められておらず、環境への影響は明らかでない。

D.維持
管理

また、公園の安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について定められていない。

E.委員
会の判
断

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

本公園は、河川敷利用の基本理念である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」および河川敷利用の基本方針に沿った目的であり、委員会の掲げる望ましい利用形態の例である「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」であると認められる。ただし、「自然環境保全・創出」について内容が具体的ではなく、また、現在は水辺に近づくことが容易であるものの、流路等の変化が生じた場合の利用のあり方について想定がなされていない。

これらのことから当委員会としては、以下のとおり意見を付すことにより、占用許可については妥当であると判断するものであるが、意見に対する実施状況について、平成29年度の委員会において、報告書の提出を求めることとする。

**F.意見
要望**

【占用許可に関連する意見】

- ① イベント及び自由利用についてさらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それぞれの対応義務を明確にすること、周辺の交通も含め参加者増対策を定めておくこと、利用者視点の共同利用のあり方について考えておくことが望まれる。
- ② 広場の表層等施設整備の内容が定められておらず、それによる環境への影響が明らかでないことから、これに配慮し、さらに継続的な監視をされたい。
- ③ 安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。
 - (1) 砂州の形・高さの変化、水深の変化に対応した安全管理、施設管理。
 - (2) 川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。
 - (3) 低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。
 - (4) 継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と共同した維持管理となることが望まれる。
 - (5) 治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。
 - (6) 安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。
- ④ 自然環境の創出と保全の違いを整理し、創出と保全の実現のために本公園にて実施される内容について明らかにされたい。
- ⑤ 砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。
- ⑥ 地元の理解、意見について、今後も継続して得るよう努めていただきたい。

C34、C32、
C21、C24、
C25、C14

D13、
D14-1、
D14-2、
D15

C13、C15、
C16、C17

B31、B32、
C16

B31、C31

C15

C15

C13

B42、C42

2. 検討の経緯

平成26年 7月22日	意見照会書の受理
平成26年 8月28日	第43回委員会 ・施設予定地の現地調査 ・申請者による占用許可申請説明書の説明
平成26年 9月29日	第44回委員会 ・委員による占用許可施設の審議
平成26年11月 5日	第45回委員会 ・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

なし

以上